

○茨城県立医療大学学校医設置要項

平成7年4月6日
第1回教授会

(趣旨)

第1条 この規程は、学校保健安全法（昭和33年法律第56号）第23条の規定に基づき、茨城県立医療大学（以下「本学」という。）の学校医の取扱に関し、必要な事項を定めるものとする。

(職務)

第2条 学校医は、本学の学生及び教職員の保健管理に関する専門的事項に従事する。

(任命)

第3条 学長は、本学の教員の中で医師の免許を有し、その業務遂行の適正を有するものの中から学校医を任命する。

(代表者の指定)

第4条 学長は、前条において学校医を複数任命した場合は、学校医の中から1名を代表者（管理者）として指定しなければならない。

(任期)

第5条 学校医の任期は、3年以内とし、再任を妨げない。

(勤務条件)

第6条 勤務日、勤務時間及び勤務箇所等については、学長が定める。

(退職又は解職)

第7条 学校医が次のいずれかに該当するときはその職を解くことができる。

- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に支障があり、又はこれにたえられないとき。
- (2) 職員としてふさわしくない行為があったとき。
- (3) その他、学長が必要と認めたとき。

(服務)

第8条 学校医は、学長の指揮監督を受け、その職務上の命令に従い職務に専念しなければならない。

付則

この要項は、平成7年4月1日から施行する。

付則

この要項は、平成15年11月1日から施行する。

付則

この要項は、令和4年12月1日から施行する。